

視力・視野程度別 福祉及び年金制度の利用について

◎この表は、各制度における視力・視野の基準です。

2024.5現在

◎福祉制度は自治体によって支給対象の等級や内容、また所得や家族の状況等によって異なる場合があります。

◎障害年金については保険料の納付要件や受診証明等によって、利用や受給の可否は左右されます。

2022年1月から障害年金認定基準が改正されました
〔障害年金〕 ※改正前の請求は旧認定基準です

〔福祉制度〕

身体障害者手帳基準	制度内容	補装具 給付	日常生活用具 給付	障害者医療	ガイドヘルパー (同行援護)	税控除	交通運賃等 割引	障害程度	厚生年金 (共済年金)	国民年金
<1級> *良い方の眼の視力が0.01以下	<2級> *良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下、又は良い方の眼の視力が0.04かつ他眼の視力が手動弁以下 *周辺視野角度の総和が左右それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が28度以下、又は両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下	白杖 眼鏡 ・矯正眼鏡 ・弱視眼鏡 掛け眼鏡 焦点調節 ・遮光眼鏡	点字器 音声時計 音声体温計 音声体重計 拡大読書器 電磁調理器 ポータブルレコーダー 他	自己負担金 公費負担	外出時の 手引き (通院、買物、 散歩、余暇活動 等に利用可)	所得税 40万円 (同居特別 障害者 75万円) 住民税 30万円 (同居特別 障害者 53万円)	1種障害 介護者とも 割引	・左記、障害者手帳基準 1.2級と同基準	障害厚生年金 <1級> 月額 (目安) 約12万~18万 (障害基礎年金 含む)	障害基礎年金 <1級> ○昭和31年4月1日 以前生まれ 月額84,760円 ●昭和31年4月2日 以降生まれ 月額85,000円
<3級> *良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下、又は良い方の眼の視力が0.08かつ他眼の視力が手動弁以下 *周辺視野角度の総和が左右それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下、又は両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下										
<4級> *良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下 *周辺視野角度の総和が左右それぞれ80度以下、 又は両眼開放視認点数が70点以下	<5級> *良い方の眼の視力が0.2かつ他眼の視力が0.02以下 *両眼による視野の2分の1以上が欠けている、 又は両眼中心視野角度が56度以下 *両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下、 又は両眼中心視野視認点数が40点以下						2種障害 障害者 本人のみ 割引	・左記、障害者手帳基準 4級と同基準	障害厚生年金 <3級> 月額 (目安) 約5万~6万	※障害者手帳を 未取得でも申請 可能です ※障害年金は 65歳以降に 発症もしくは 重度化した病気 の場合、対象と ならないことが あります
<6級> *良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他眼の視力が 0.02以下										

身体障害者手帳について

*印が複数ある2級~5級については、いずれか1つの項目に該当すればその等級となり、いずれの項目にも該当する場合は1つ上の等級となります。また、異なる等級において複数該当する場合は定められた方法により等級が決められます。

(注1) 視力障害で複数の等級に該当する場合は、上位の等級となります。

(注2) 周辺視野角度はI/4視標による、中心視野角度はI/2視標によります。

京都ロービジョンネットワーク
 [この資料に関するご相談]
 京都府視覚障害者協会 相談支援課
 電話 075-463-8726
 E-mail ksk-soudan@nifty.com
 (京都市委託事業：京都市視覚障害者生活指導員派遣事業)